○農林水産省告示第千百八十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、有機農産物の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百五号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十一年十月二十七日から施行する。

平成二十一年八月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第四条の表育苗管理の項の規定にかかわらず、平成二十三年十二月三十一日までの間は、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。

○農林水産省告示第千百八十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第十条第一号の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月二十七日から施行する。

平成二十一年八月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第四十条第四号の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十条第四号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月二十七日から施行する。

平成二十一年八月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岩手県遠野市宮守町達曽部四三地割六の二、六の三、二九の一、一五六の三から一五六の七まで、一五七の一、一五七の二、一五七の四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宮守町達曽部四三地割二九の一・一五六の三・一五六の五から一五六の七まで・一五七の一・一五七の二・一五七の四（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、一五六の四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡錦町大字木上南字大平東一二の一、一二の一六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平東一二の一・一二の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び錦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町春日川合字細畑四二二一の一、四二二一の一二、四二二一の一七、字七四　四二九二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字細畑四二二一の一二、字七四　四二九二の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　和歌山県橋本市谷奥深字龍ノ尾三五三・三六一の一・三六四の二・三六五・三六九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町畝畑字大嶋三一二から三一四まで、三二五、字仲井三二六から三二八まで、三二八の一、三二九、三三九の一、三三九の二、三三〇、三三〇の一、三三一から三三五まで、字池ノ谷三三七の二、三三八、三三九の一、字小森三四〇、三四〇の一、三四〇の二、字朴場三四一の一、三四二、三四二の一、三四四、三四五の一、字椎尾三四六から三五一まで

二　指定の目的　水源のかん養